

議案第125号

北港埋立てに伴う区の区域の変更に関する条例の一部を改正する条例案

北港埋立てに伴う区の区域の変更に関する条例（平成2年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(16) 平成29年 月 日市議会の議決（議案第 号）を経て本市の区域内に新たに生じた旨を確認された地域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年5月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

北港埋立てに伴い、本市の区域内に新たに生じた地域を此花区の区域に編入するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

北港埋立てに伴う区の区域の変更に関する条例 (抄)

次の地域を此花区の区域に編入する。

(1) - (15) 省 略

(16) 平成29年 月 日市議会の議決 (議案第 号) を経て本市の区域内に新たに生じた旨を確  
認された地域